

旭川市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市中小企業振興基本条例（平成23年旭川市条例第29号）第12条に基づき、市内の小規模事業者の経営改善及び経営基盤の強化を図るため、その資金調達に係る負担の軽減を支援し、地域経済の振興に資することを目的として、旭川市小規模事業者経営改善資金利子補給金（以下「補給金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象融資)

第2条 この要綱による補給金の交付の対象となる融資（以下「対象融資」という。）は、株式会社日本政策金融公庫が実施する小規模事業者経営改善資金融資制度とする。

(交付対象者)

第3条 この要綱による補給金の交付を受けることができる者は、対象融資を借り入れた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象融資の融資実行日が令和8年2月1日から令和9年1月31日までであること。
- (2) 交付申請時において、事業を営んでいること。
- (3) 交付申請時において、市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が複数の対象融資を利用している場合は、交付対象となる融資は1口とする。

(補給対象期間)

第4条 補給金の交付対象となる期間は、対象融資に係る利子について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 令和8年2月1日から令和8年7月31日までの間に実行された対象融資
令和8年8月1日以後最初に到来する利子の支払を初回とし、12回目まで
- (2) 令和8年8月1日から令和9年1月31日までの間に実行された対象融資
対象融資に係る最初の利子の支払を初回とし、12回目まで

(補給金の額)

第5条 補給金の額は、交付申請に属する期間の支払済み利子のうち年1.6%相当額とする。

2 補給金の額に円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 補給金の交付対象者で当該補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、旭川市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を旭川商工会議所又はあさひかわ商工会を經由して、市長へ提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫が発行する「お支払済み明細書」及び「利息支払証明書」
- (2) 納税証明書（市町村税の滞納がないことの証明書で、発行後1か月以内のもの。写し可）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請の時期は、原則として年2回とし、2月から7月までの支払済み利子に係るものについては同年8月に、8月から翌年1月までの支払済み利子に係るものについては同年2月に申請するものとする。ただし、令和10年2月の支払済み利子に係るものについては、同年3月に申請するものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、申請者から前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補給金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに補給金の交付決定額その他決定内容を旭川市小規模事業者経営改善資金利子補給補給金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知し、補給金を支払うものとする。

2 市長は、補給金を交付しないことを決定したときは、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補給金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る補給金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、第7条による交付の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補給金の交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に定めるもののほか、補給金を交付することが不適当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補給金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定を適用する場合において、申請者が既に補給金の全部又は一部を受領しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(関係書類の整備等)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月17日から施行する。